

## リスクシナリオごとの脆弱性評価結果（案）

### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1 大規模地震による建物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

##### （住宅・建築物等の耐震化）

- 住宅・建築物の耐震化の促進のため、様々な取組を行ってきたが、住宅の耐震改修の進みが伸び悩んでおり、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する必要がある。

◆住宅の耐震化率  
86% (H27.3)

##### （ブロック塀等耐震改修工事費助成）

- ブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、道路を閉塞することにより避難や救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、ブロック塀等耐震改修工事助成事業の促進を図る必要がある。

##### （市有施設の耐震化等）

- 市有施設の耐震化は全て完了しているが、小中学校では窓ガラスの飛散防止フィルムの設置や、吊り天井撤去等の非構造部材の耐震化、市民館では多目的ホールの耐震化が必要な施設があるため、早期の完了が必要である。
- 多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、施設の大規模改修や建替え、設備等の更新が必要となってきた。施設利用者の安全を確保するため、施設管理者等による適切な維持管理、保全を実施していく必要がある。

◆非構造部材の耐震化が必要な施設数  
小中学校 25 施設  
市民館 8 施設 (H27.3)

##### （地区集会所等の耐震化）

- 自主防災活動や地域コミュニティ活動の拠点である地区集会所等の耐震診断を行い、必要な建物には耐震改修補助を行っているが、耐震改修や建替えは地域で行うものであるため、費用の問題もあるが、耐震化の促進を図る必要がある。

◆地区集会所等の耐震化率 木造 91%、非木造 56% (H27.3)

##### （簡易耐震対策費助成）

- 住宅耐震化対策の補完として、防災ベッド、耐震シェルター等の購入費助成事業を実施しているが、利用者がいない状況であり、耐震改修促進事業と連携し、助成が必要な世帯の把握、働きかけに取り組む必要がある。

◆助成世帯 0 世帯  
(H26 年度)

##### （一時避難場所としての公園緑地等の整備）

- 市街地や工業地域において火災が発生した場合、市街地には住宅が密集しており、延焼防止の緑地帯が不足している箇所がある。延焼防止の緑地帯の形成や、地震や火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備が必要である。

◆都市公園の供用面積  
5.84 m<sup>2</sup>/市民 1 人当たり

##### （狭あい道路の解消）

- 火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消が必要である。

##### （関係機関との連携）

- 消防署では、脱出不能者の救出訓練を行っているが、消防単独の訓練が主となっている。災害時には、関係機関（自衛隊、警察、消防団等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同で訓練を実施し、連携の強化を図っていく必要がある。

### (耐震性防火水槽の整備)

- 市内にある防火水槽のうち 147 基は 50 年以上経過し老朽化が進んでおり、大規模災害時には使用不能となる恐れがあることから、消防施設等整備事業計画に基づき、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る必要がある。40 m<sup>3</sup>以上の防火水槽 729 基、うち耐震性防火水槽数 296 基。

◆防火水槽の耐震化率  
41% (H27. 3)

### (消防団員の確保)

- 消防団員は、基本団員と機能別団員により、条例に規定する定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にある。そのため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団応援事業所制度を取り入れるなど行っているが、団員確保のためには、更に魅力ある消防団づくりが必要である。定数 720 人、基本団員 684 人、機能別団員 36 人。

◆消防団の条例定数充足率 100% (H27. 4)

### (地域防災力の強化)

- 地震、津波から自分の命を守るために、耐震対策、家具固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る必要がある。
- 市政ほ一もん講座、防災カレッジ、防災講演会、子ども防災教室等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行っているが、受講者は防災に対する意識の高い方が多いため、それ以外の方への効果的な啓発方法を考える必要がある。
- 現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して普通救命講習を開催しているが、大規模災害時の救命率を高めるため、受講者を増やしていく必要がある。

◆市政ほ一もん講座受講者数 2,137 人 (H26 年度)

◆普通救命講習受講者 5,113 人 (H26 年度)

### (防災訓練への外国人の参加)

- 市内には、約 1,200 人の外国人が居住している。災害時の避難場所の確認を始め、地域住民との連携・共助の観点から、地域で開催される防災訓練への参加の呼びかけを行っている。年々、参加者は増えてきているものの、更なる参加を促していく必要がある。

◆自主防災会一斉防災訓練の外国人参加者数 63 人 (H26 年度)

### (小中学校での避難訓練)

- 大規模地震発生時における校舎等建物の倒壊及び破損、窓ガラスの飛散、火災などによる負傷を回避するため、身の安全を確保した上で、その後、安全な場所(運動場等)に避難する訓練を全学校で年に数回行っているが、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況などを想定した訓練はほとんど実施していない。教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるために、訓練の充実を図る必要がある。

◆小中学校での防災訓練・避難訓練実施割合 100% (H26 年度)

### (小中学校での防災教育)

- 映像教材や副教材(本)などを活用した防災教育(防災意思向上)の取組を行っているが、教示的な指導が多く、実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいかといった「子ども自身が考える」取組が少ないため、震災時の行動を考える D I G などの取組が必要である。
- 地域の一員としての自覚を高め、防災意識の向上を図るためにも、地域の防災訓練に参加する小中学生の割合を高めていくことが必要である。

◆小中学校での防災教育の実施割合 100% (H26 年度)

### (小中学校の防災危機管理マニュアルの見直し)

- 大規模地震発生時における対応マニュアルを作成し、職員で共有しているが、様々な状況に対応したマニュアルになっているか、地域の実情にあっているかを、専門家(防災・消防関係者等)、地域

◆小中学校の防災危機管理マニュアルの作成割合 100% (HH27. 4)

の役員、保護者とともに検討していく必要がある。

#### <関係団体の取り組みや意見>

- 工場建屋について、耐震補強を行ってきたが、建屋内吊り架台が残っており、現在、計画的に撤去又は移設の対策を進行中である。  
【トヨタ自動車】
- 耐震性がなく津波浸水が想定される本店については高台移転、耐震性がない支店の建替えも検討している。【JA愛知みなみ】
- 利用者や職員等の安全確保のため、避難訓練、安否確認システム運用等を定期的の実施している。【JA愛知みなみ】

## 1-2 大規模津波等による多数の死者の発生

### (防災体制の整備)

- 大規模津波等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防団等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同で訓練を実施し、連携の強化を図っていく必要がある。

### (津波避難施設の整備)

- 南海トラフ地震被害予測調査では、太平洋沿岸の最大の津波高が21m、30cmの津波が最短6分で到達とされている。津波到達までに時間が短い地域で、浸水想定区域外まで避難が困難である地域では、緊急の避難場所として、人工高台（津波避難マウンド）の整備が必要である。

### (避難路・避難経路等の整備)

- 土地勘のない観光客が訪れる地域やサーフポイント、避難困難地域では、避難路・避難経路や避難誘導灯の整備、海拔標示板の設置、わかりやすい避難案内看板等の整備が必要である。

### (津波避難体制の整備)

- 避難勧告、避難指示等の発令基準を定めているが、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める必要がある。
- 施設管理者のいない場所での観光客の避難誘導について検討が必要である。
- 避難に際しては、徒歩での避難を原則としているが、避難困難地域や要配慮者の避難方法として、地域ルールや徒歩以外での避難方法についても検討する必要がある。
- 臨海部で操業する企業や、海岸でレジャーを楽しむ人に対し、災害時における情報を確実に伝達するため、堤外地に6基（うち3基は広域型スピーカー）の防災行政無線を設置しているが、多くの従業員が働く臨海部は、避難路、避難場所で混乱をきたすことが予想されるため、臨海企業全体での訓練実施が必要である。

### (観光事業者等を含めた津波避難訓練の実施)

- 毎年、自主防災会やサーファーを中心とした津波避難訓練を実施しているが、観光客も多く訪れる地域でもあるため、観光事業者・宿泊事業者を含めた津波避難訓練や意識啓発が必要である。

### (避難行動要支援者の避難体制の整備)

- 高齢・障害等の個々の事情により、自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等、避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。
- 避難行動要支援者の情報を、自治会、自主防災会、民生委員と共有し、災害時の声掛けや避難に活用するため、災害時要援護者台帳

◆津波避難マウンド整備予定箇所 2箇所

◆臨海企業懇話会一斉防災訓練 10/14 実施 (H27年度)

◆災害時要援護者管理台帳登録率 29%

を作成しているが、登録が必要な方への周知が不足している。また、地域支援者の設定がされていない人への支援方法を定める必要がある。

(H27.3)

**(多様な情報収集・伝達手段の整備)**

- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、防災カメラシステムの冗長化、防災行政無線の整備、デジタル無線・衛星携帯電話の配備、メール配信システムの導入など、多様な手段を取り入れているが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、更なる伝達手段の整備について検討を進める必要がある。また、要配慮者の対応なども併せて考える必要がある。

◆ 防災行政無線子局  
253基(うち赤色回転灯  
付き36基)(H27.4)

**(海岸保全施設等による津波対策)**

- 海岸堤防、防潮堤、樋門・陸閘及び河川堤防等の機能強化(耐力度、嵩上げ等)など、海岸保全施設の整備を促進していく必要がある。特に、遠州灘沿岸の津波危険地域では、津波被害の軽減のため、L1津波に対応した海岸保全施設等の整備を促進していく必要がある。また、緊急輸送路としての役割が期待される県道城下田原線の未整備区間について、防災面に配慮した道路構造の調査、検討を進めていく必要がある。

**(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)**

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流出しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

**(河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)**

- 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場については、地震後の地域の排水機能を確保するため、耐震補強を推進する必要がある。

**(水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)**

- 津波により、水門等操作従事者の被災が考えられることから、操作従事者の安全確保及び確実な操作のため、津波の到達時間が短い河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する必要がある。

**(海岸防災林の機能の維持・向上)**

- 海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに、津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図るため、継続的な保育や改植工等を実施する必要がある。

**(地域防災力の向上)**

- 地震、津波から自分の命を守るために、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る必要がある。
- 市政ほーもん講座、防災カレッジ、防災講演会、子ども防災教室等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行っているが、受講者は防災に対する意識の高い方が多いため、それ以外の方への効果的な啓発方法を考える必要がある。
- 現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して普通救命講習を開催しているが、大規模災害時の救命率を高めるため、受講者を増やしていく必要がある。

◆ 市政ほーもん講座受  
講者数 2,137人(H26  
年度)

◆ 普通救命講習受講者  
5,113人(H26年度)

**(ハザードマップの普及・啓発)**

- 平成26年11月に愛知県から公表された津波防災地域づくり法に

<p>基づく浸水想定をもとに、防災マップを修正し各戸配布を行ったが、「地区地震・津波避難マップ」、「防災減災お役立ちガイド」については、現在修正中であり、早期の配布により、普及啓発の促進を図る必要がある。</p> <p>○ 観光パンフレット、サイクリング向けパンフレットに、避難場所等を表示してあるが、地理に詳しくない観光客が見ても分かりやすいものとなるよう検討が必要である。</p> <p><b>(小中学校等での避難訓練)</b></p> <p>○ 大規模地震発生時における避難訓練は、全学校で年に数回行っているが、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況などを想定した訓練はほとんど実施していない。教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるために、訓練の充実を図る必要がある。</p> <p>○ 津波による被害が想定される地域にある保育園では、地域や小学校と合同での避難訓練や、指定緊急避難場所までの避難訓練を実施している。非常時の園児の安全確保のため、定期的な訓練実施や地域との連携、職員の意識向上が必要である。</p> <p><b>(小中学校での防災教育)</b></p> <p>○ 映像教材や副教材(本)などを活用した防災教育(防災意思向上)の取組を行っているが、教示的な指導が多く、実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいかといった「子ども自身が考える」取組が少ないため、発災時の行動を考えるD I Gなどの取組が必要である。</p> <p>○ 地域の一員としての自覚を高め、防災意識の向上を図るためにも、地域の防災訓練に参加する小中学生の割合を高めていくことが必要である。</p> <p><b>(小中学校の防災危機管理マニュアルの見直し)</b></p> <p>○ 大規模地震発生時における対応マニュアルを作成し、職員で共有しているが、様々な状況に対応したマニュアルになっているか、地域の実情にあっているかを、専門家(防災・消防関係者等)、地域の役員、保護者とともに検討していく必要がある。</p> <p><b>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員全員に避難場所である「笠山農村公園」を周知するため、徒歩帰宅支援ルートマップの配布に加え、全社一斉訓練時に避難場所まで避難する訓練を実施した。【トヨタ自動車】</li> <li>● 伊良湖校区では、小学生による手書きのメッセージ入りの海拔標示板設置や、校区内にあるホテルと地震・津波発生時の緊急の避難場所として協定の締結を行ったり、川岸地区では自主防災会による海拔標示板の設置を行っている。堀切校区では、小学生と地域と一緒に避難訓練実施など、地域にあわせた自主防災活動等を行っている。【地域コミュニティ連合会】</li> <li>● 東日本大震災後に、津波被害が想定される地区において、自主防災会と市が協働で、一時避難場所や避難経路を記載した地震・津波避難マップを作成し、地区内全世帯に配布した。【地域コミュニティ連合会】</li> </ul>	<p>◆小中学校での避難訓練実施割合 100% (H26年度)</p> <p>◆浸水想定区域内にある公立保育園 2園</p> <p>◆小中学校での防災教育の実施割合 100% (H26年度)</p> <p>◆小中学校の防災危機管理マニュアルの作成割合 100%(HH27.4)</p>
--	--

1-3 大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水等	
<p><b>(避難体制の整備)</b></p> <p>○ 避難勧告、避難指示等の発令基準を定めているが、必要な基準の見直しと、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める必要がある。</p>	

#### (地域防災力の向上)

- 災害から自分の命を守るために、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る必要がある。

#### (ハザードマップの作成)

- 近年、各地で多発する集中豪雨や、大型化する台風による浸水の恐れもあるため、内水については調査を行い、ハザードマップの作成・配布による周知が必要である。高潮については、平成 26 年 11 月に愛知県から公表された高潮浸水想定に基づき、ハザードマップを作成・配布による周知が必要である。

#### (高潮対策施設の整備)

- 堤防の高さが低い箇所においては、高潮による背後地の浸水を防ぐため、海岸保全施設や河川管理施設の整備を促進する必要がある。
- 田原市の臨海部を含む三河港には、堤外地に数多くの主要企業が立地している。また、三河港は完成自動車の国際海上輸送のハブ港として、我が国の自動車産業を支える重要な役割を持っている。平成 26 年 11 月に愛知県から公表された三河港の高潮浸水想定では、最大水位が 6.2m と想定され、堤外地の産業集積地のほとんどが浸水する結果となっている。三河港には防波堤が設置されているものの、近年大型化する台風や温暖化の影響により、万一、産業集積地が浸水すると、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済の衰退につながりかねない。この地域の産業・経済を守るためにも、堤外地の高潮対策について、検証を行いながら方策の検討を行う必要がある。

#### (河川等の整備及び堤防の機能維持等)

- 河川及び水路については、台風の大型化やゲリラ豪雨への対応、インフラ老朽化など危機的な状況に適応する都市構造の構築に向け、河川及び水路のあり方を明確にする「田原市河川・水路整備方針」及び「整備プログラム」を策定し、市全域の排水体系を見直し、計画的な改修等を推進する必要がある。
- 河川・海岸の堤防、水閘門・排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

#### (河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

- 迅速かつ確実な操作及び水門等操作従事者の被害防止のため、津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する必要がある。

#### (排水施設の整備)

- 市街地の雨水を排除し浸水被害の防止を図るため、雨水ポンプ場、雨水幹線及び雨水貯留施設等の雨水施設の整備を行っているが、施設整備においては、財源確保とともに、コスト縮減を図り、効率的な整備を行う必要がある。
- 市内の主要な農業用排水機場の耐震診断は実施しているが、今後、改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る必要がある。

#### (ため池の耐震化)

- 市内の農業用ため池は、150 か所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を促進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

#### (海岸保全施設等の整備)

- 遠州灘沿岸では、一部の海岸において砂浜が著しく減少しており、海岸背後地への被害が懸念されていることから、海岸浸食対策とし

◆耐震調査済みため池  
18 か所  
結果 危険 3 か所 (うち改修中 2 か所)

て、海岸保全施設の整備等を進める必要がある。

＜関係団体の取り組みや意見＞

- 工場敷地全周に用水路を作って浸水対策を行っている。【トヨタ自動車】
- 溶解炉の廃止及び保持炉の地上化は完了している。【トヨタ自動車】

#### 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（避難体制の整備）

- 避難勧告、避難指示等の発令基準を定めているが、必要な基準の見直しと、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める必要がある。
- 土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、情報伝達体制を確立する必要がある。

（土砂災害防止施設の整備促進）

- 広域的に発生する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を促進する必要がある。

（防災意識・活動の啓発）

- 田原市防災マップに土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の表示はあるが、避難経路等を示した土砂災害ハザードマップの作成、配布により、避難の重要性等の住民への周知が必要である。

＜関係団体の取り組みや意見＞

- 広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と市が行う警戒避難体制の確立を促進する必要がある。  
【愛知県】
- 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。【愛知県】

#### 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災体制の整備）

- 避難勧告、避難指示等の発令基準を定めているが、必要な基準の見直しと、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める必要がある。
- 避難の遅れによる被害を軽減させるため、避難勧告等の判断を迅速に行うためのタイムラインの作成と、その体制を整備する必要がある。
- 大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練と、災害時の対応マニュアルの見直しが必要である。

（電力の確保）

- 大規模災害に備え、停電時の情報通信のための電力を確保する必要がある。

（情報通信手段の多重化）

- 災害情報の伝達のため、防災行政無線での広報、メール配信等を行っているが、機器の故障等により情報の途絶が考えられることから、情報通信手段の多重化を図るとともに、市民自ら情報の収集等、

行動ができるよう周知をする必要がある。

#### (外国人への情報伝達)

- 市内には、約 1,200 人の外国人が居住しており、外国語（英語、中国語）版防災マップの作成や海拔標示板に外国語表記を行っているものの、緊急時の外国人への災害情報の伝達手段が十分に整っていないため、伝達体制の整備・強化を図る必要がある。

#### (避難場所・避難所の案内表示)

- 民間の集客施設やバス停などで、避難場所・避難所の案内表示が十分でないため、案内表示の依頼や、沿道等における案内表示を進める必要がある。

#### (避難行動要支援者の避難体制の整備)

- 避難行動要支援者の情報を、自治会、自主防災会、民生委員と共有し、災害時の声掛けや避難に活用するため、災害時要援護者台帳を作成しているが、登録が必要な方への周知が不足している。また、地域支援者の設定がされていない人への支援方法を定める必要がある。

◆災害時要援護者管理  
台帳登録率 29 %  
(H27.3)

#### (ハザードマップの作成)

- 平成 26 年 11 月に愛知県から公表された津波防災地域づくり法に基づく浸水想定をもとに、防災マップを修正し各戸配布を行ったが、地区地震・津波避難マップ、防災減災お役立ちガイドについては、現在修正中であり、早期の配布により、普及啓発の促進を図る必要がある。
- 市内の農業用ため池は、150 か所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を促進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

#### (市民等への意識啓発及び防災教育)

- 市民の防災意識の高揚や家庭・事業所における防災対策を促進するため、ほーもん講座や防災講演会等、防災に関する知識の普及啓発を行うとともに、防災教育を推進する必要がある。
- 現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して普通救命講習を開催しているが、大規模災害時の救命率を高めるため、受講者を増やしていく必要がある。
- 津波や火災等のさまざまな災害から子どもたちの命を守ることができるよう、学校や保育所において、あらゆる場面を想定した防災教育・訓練を推進する必要がある。

◆市政ほーもん講座受  
講者数 2,137 人(H26  
年度)  
◆普通救命講習受講者  
5,113 人(H26 年度)

#### <関係団体の取り組みや意見>

- 災害対応の迅速化・高度化を図るため、平成 28 年度までに「統合災害情報システム(DiMAPS)」について、地方自治体や他省庁とシステム連携し、消防や警察などの実働部隊に対して、道路の通行可否情報等の災害情報の共有を行う。【中部地方整備局】
- 伊勢湾口沖に設置したGPS波浪計観測データについて、平成 25 年度末から、港湾管理者、関係自治体へ、津波観測情報として配信の試行運用を開始している。【三河港湾事務所】
- 市役所から各企業の防災担当者のパソコン、携帯へ災害情報を送信するメール体制を構築済みであり、平時は、台風等の警戒情報や、企業防災に関する情報を送信し、通信状況や適正な受信者の確認を行っている。また、企業連絡網（電話・FAX）を作成し、災害情報の入手が可能な体制を確保済みである。【臨海企業懇話会】
- 災害時の通信手段として、市役所から懇話会の代表幹事会社 4 社に貸与されたデジタル防災無線を使用し、市役所と月 2 回の通信訓



練を実施している。【臨海企業懇話会】

- 無線及び衛星携帯電話による情報伝達訓練を実施している。【トヨタ自動車】

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### （水・食料等の備蓄）

- 平成 24 年度に作成した備蓄計画により、計画的に食料・水の備蓄を行っているが、26 年度に実施した南海トラフ地震被害予測調査結果に基づき、備蓄量の見直しが必要である。併せて、生活必需品の備蓄の見直しも行う必要がある。
- 現在、備蓄計画に基づいて計画的に食糧等の備蓄を行っているが、市だけでは対応しきれないことが予想されるため、併せて自主防災会や企業、家庭での備蓄を促進していく必要がある。
- 発災直後の被災地域では、要配慮者等の「普通の食事ができない人」への支援が必要となる。市の備蓄もあるが、それがすぐに必要な人へ届くとは限らないため、妊婦、乳幼児（粉ミルク、離乳食が必要な人）、アレルギー児を持つ家族に向けて、平時からの備えについて、チラシ配布や講座により啓発を行っておく必要がある。
- 災害時の飲料水確保のため、市内に 11 か所の飲料水兼用耐震性貯水槽を整備しているが、20 年経過しているものもあるため、定期的な点検、計画的な補修等、適切な維持管理をしていく必要がある。

#### ◆備蓄量

食料 126,782 食  
飲料水 22,056ℓ  
(H27.3)

◆市内の耐震性貯水槽数 11 か所 (H27.3)

#### （物資の調達体制の構築）

- 災害時の応急生活物資の調達のため、小売店、市内 2 商工会、J A 等と物資の調達に関する協定を、また、物資等の輸送について、陸運協会と協定を締結しているが、平時から関係者との連絡体制の構築、連携強化を図る必要がある。
- 災害時に救援物資の受け入れ等を行う物資集積拠点として 2 事業所と協定を締結し、施設使用については施設管理者と調整を行っているが、物資の受入れや配送がスムーズにできるよう、マニュアルを作成し、対応手順の確認等の訓練を実施する必要がある。

#### （上水道施設の耐震化等）

- 市内の水道管の多くは、昭和 40 年代後半から 50 年代前半に敷設され、老朽化が進んでいるため早急かつ計画的に更新が必要である。
- 配水施設に自家発電装置は備えているが、長期間には対応していないため、必要な電気エネルギーの確保について検討する必要がある。

#### （応急給水体制の構築）

- 給水施設が被災することにより、送水できないことが考えられるため、応急給水計画の見直し等、給水車等応急給水体制を強化する必要がある。

#### （栄養・食生活支援マニュアルの作成）

- 被災地住民の食生活や栄養状態がより早く平常時までに回復できるよう、関係する機関、職種と連携を図りながら、支援活動を効果的に展開するために「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作成しておく必要がある。

#### （輸送ルート等の確保対策）

- 南海トラフ地震の被害想定によると、国道 259 号では谷熊・伊川津・亀山・伊良湖地区等で、国道 42 号では堀切・伊良湖地区、赤羽根漁港周辺等で、津波による緊急輸送道路の浸水が想定されている。緊急輸送ルートを確実に確保するため緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、また、代替輸送ルートともなる県道城下田原線の整備を進める必要がある。
- 耐震強化岸壁等の輸送基地の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害

対策等を着実に進めるとともに、甚大な被害の恐れのある地域やその他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の整備や発着岸壁の耐震強化を図る必要がある。

- 物資輸送に関わる緊急輸送道路等の排水施設において、液状化による管さよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する必要がある。
- 輸送ルートや地域交通ネットワークが途絶した場合、迅速な道路啓開が必要となるため、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を図る必要がある。

＜関係団体の取り組みや意見＞

- 大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するため、港湾管理者、海上保安庁等と連携して、緊急確保航路の効率的な航路啓開の実施体制の強化を図る必要がある。【中部地方整備局】
- 三河港神野地区において、平成 29 年度末までの予定で、発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深 12m の耐震強化岸壁の工事を施工中。【三河港湾事務所】
- 企業防災ワークショップを開催し、災害時における行政機能の低下（喪失）や、道路・電気・通信インフラ等の寸断による事例を紹介し、企業が平時から防災資機材や従業員の飲料水、食料等の備蓄、点検を行う必要性を啓発している。【臨海企業懇話会】
- 現在、非常食の備蓄は 3 日分であるため、今後計画的に追加していき、1 週間分を備蓄する予定である。【トヨタ自動車】
- J A グループ愛知で「備蓄相互援助制度」を構築。【J A 愛知みなみ】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進）

- 災害時の救助や輸送等のため、孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備を推進する必要がある。特に津波浸水による甚大な被害が想定される地域等では、道路網の充実に努める必要がある。また、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る必要がある。

（情報収集・伝達手段の充実）

- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、防災カメラシステムの冗長化、防災行政無線の整備、デジタル無線・衛星携帯電話の配備、メール配信システムの導入など、多様な手段を取り入れているが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、更なる伝達手段の整備について検討を進める必要がある。

◆孤立危険地域 堀切町、日出町、伊良湖町、西山町、亀山町、小中山町、中山町、白谷町（H27.4）

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（受援体制の整備）

- 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。
- 県内外からの広域的な受援のために、応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点を、関係機関との調整の上、確保しておく必要がある。

（防災拠点の機能強化）

- 超広域災害の場合、被害も甚大であることから、市そのものが孤

立する可能性もあるため、防災拠点として、地域バランスに応じ引き続き消防署、赤羽根分署、渥美分署を配置し、併せて人員体制など機能強化をしておく必要がある。

**(関係機関との連携)**

- 消防署では、脱出不能者の救出訓練を行っているが、消防単独の訓練が主となっている。災害時には、関係機関（自衛隊、警察、消防団等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同で訓練を実施し、連携の強化を図っていく必要がある。
- 災害現場で迅速かつ的確な避難、救助活動及び被災者救援活動等を実施できるよう、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図ることを目的として、田原災害対策連絡会を設置している。（構成員 田原市、消防本部、消防団、自主防災会、三河海上保安署、田原警察署、安全波乗隊）

**(消防団員の確保)**

- 消防団員は、基本団員と機能別団員により、条例に規定する定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にある。そのため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団応援事業所制度を取り入れるなど行っているが、団員確保のためには、更に魅力ある消防団づくりが必要である。定数 720 人、基本団員 684 人、機能別団員 36 人。

◆消防団の条例定数充足率 100% (H27.4)

**(消防団詰所等の整備)**

- 消防団詰所・車庫は、建物の老朽化、待機空間の確保、津波浸水想定区域外への移設等、活動環境の整備を行い、消防団の充実強化を図る必要がある。

**(自主防災組織の充実)**

- 市内には 103 の自主防災会があり、自主防災組織の充実、活動の活性化のための支援（財政的支援、活動支援）を行っているが、その活動や訓練等を通じて、市民の防災意識の向上に努め、更なる組織の充実に取り組む必要がある。

**<関係団体の取り組みや意見>**

- 企業が保有する資機材を始め、人材や技能（産業医、看護師）の連携によって、人命の救出活動や救護活動が展開できるよう、構成企業が一斉、又は個別に防災訓練を実施し、自助及び共助による企業防災力（組織力）の構築に努めている。【臨海企業懇話会】

**2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶**

**(救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保)**

- 市庁舎や消防署等の防災拠点において、非常用電源設備の機能強化を図るほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討しておく必要がある。
- 最低限の活動に必要な燃料等の備蓄を行うとともに、自動車用燃料油類の優先供給について石油商業組合との協定締結を行っているが、救助・救急、医療活動等の緊急車両への石油供給を行う中核 S S が市内にないことから、協定先である組合との平時からの連携を強化し、燃料供給体制の構築を行う必要がある。

◆市役所南庁舎  
非常用発電機稼働時間  
75 時間、燃料タンク（特  
A 重油）屋内地下燃料  
槽 10,000ℓ、屋上小出槽  
1,000ℓ

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 企業が保有する自家用発電機や資機材（PHV電源、廃バッテリー電源等）の有効活用によって、電気エネルギーを要する諸活動の共同利用に関して、情報共有を図っている。【臨海企業懇話会】

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

(帰宅困難者対策の実施)

- 臨海部には、約 15,000 人が就業しており、大規模災害が発生した場合、多数の帰宅困難者となり、避難場所等で混乱をきたすおそれがあるため、防災倉庫や防災機能を備えた一時的な避難場所として笠山農村公園の整備を行っている。また、田原臨海企業懇話会と協働で「災害時徒歩帰宅支援ルートマップ」を作成・配布しているが、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置等、最新情報を周知するため、定期的なルートマップの改訂を行う必要がある。
- 臨海部の就業者が、災害時に避難、帰宅の際、混乱をきたさないようにするため、臨海企業合同での避難訓練の実施や、各企業での従業員の水・食料の備蓄が必要である。

(物資の供給やルートの確保)

- 緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 帰宅困難者調査により、復旧管理業務等によって帰宅できない従業員約 200 名のため、耐震化され長期宿泊可能な施設を確保し、同時に、各事業所において飲料水、食料、寝具、簡易トイレ等の備蓄にも取り組んでいる。そのほか、施設内の企業版資機材倉庫にも、従業員の徒歩帰宅支援を行うため、必要な備蓄品を補完するように努めている。【臨海企業懇話会】
- 臨海企業従事者のうち、業務等で帰宅できない約 200 名について、吉胡寮での受入体制を整えている。【トヨタ自動車】

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(「命の道」となる幹線道路の整備)

- 市内には、災害拠点病院はなく、二次救急医療病院が 1 か所であり、診療所も医師の高齢化等により、年々、減少し無医地区も出てきている。救急搬送の収容所要時間は、平時であっても、二次救急医療病院まで平均 32.4 分、三次救急医療病院であり災害拠点病院でもある豊橋市民病院まで平均 52.2 分を要している。また、搬送時間でみると、大久保町・野田町・赤羽根町以西で 30 分を超えており、三次救急医療の空白地域となっており、伊良湖、日出地区に至っては、二次救急医療の空白地域となっている。半島を縦貫する幹線道路は、災害時だけでなく、平時においても、救急医療の観点から「命

◆二次救急医療病院までの所要時間 平均 32.4 分  
三次救急医療病院までの所要時間 平均 52.2 分

の道」となるものである。命を守るためにも、幹線道路の整備、道路交通ネットワークの確立が必要である。

#### (医師会等との連携)

- 大規模災害時の初動期は、市独自で医療救護活動を実施することとなっており、市医師会・歯科医師会・薬剤師会（三師会）と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しているが、市内の医療機関等の状況からも、医療機関・医療救護所での医師及び看護師の不足が懸念されるため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、通信手段の確保について検討しておく必要がある。
- 毎年、三師会にも参加いただき、総合防災訓練で、トリアージ・応急手当訓練を実施している。災害時看護師等ボランティア研修会や救急病院と合同でトリアージ訓練も行っている。その他、初動期の訓練や情報伝達訓練も実施している。平常時の訓練は、技術を身に着けるためにも継続して行っていくことが重要であり、不測の事態に対応でき、臨機応変に動ける実践的な方法を検討しながら、今後も引き続き行っていく必要がある。

#### (災害時看護師等ボランティアの登録)

- 市の医療救護体制の確保のため、市民から看護職を募集し、災害時看護師等ボランティアとして登録を行っているが、毎年、数名の登録がある一方で、登録を取り消す人もおり、活動の内容や身分保障などの見直しを行っていく必要がある。

◆看護師ボランティア登録数 28人(H27.10)

#### (医薬品等の調達)

- 災害時に必要となる医薬品及び衛生機材の調達を含む医療救護活動について、市薬剤師会と協定を締結しているが、医薬品等が不足した場合に備え、関係機関と連携し調達体制の整備を図る必要がある。

#### (市民への啓発)

- 医療機能が麻痺することで、特に慢性疾患用の処方薬の不足が懸念される。また、医療機器使用者や特別な医薬品を使用している難病患者等が、必要な治療や処置を受けられないことは、命に係わる問題である。患者本人やその家族に対して、災害に備えた準備を広報誌や講座等で啓発をしているが、周知が不十分であるため、更なる周知とともに、医療機関や薬局等と連携した啓発が必要である。
- 浸水・津波、建物倒壊による重軽傷者がかなりの数で予測されているが、市内の医療機関の状況から、傷病者の対応ができないことが予測される。市民には、平常時からの準備や、発災時の救護所や診療所と救急病院の役割を周知、理解してもらい、適切な受診行動を行う等、円滑な医療体制を構築する必要がある。

#### (輸送体制の検討)

- 道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が考えられることから、関係機関と連携強化が必要である。
- 大規模災害時において、多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ的確に対応できるようにするため、年1回、二次救急医療病院と合同でトリアージ訓練を実施しているが、収容能力を超えて管外搬送となった際に、陸路・空路等を含めた搬送手段及び主要医療機関確保等を検討しておく必要がある。
- 災害発生時の透析患者や在宅酸素療養者等への対応について、輸送体制とともに検討しておく必要がある。
- 要配慮者については、公共施設の福祉避難所の指定や、民間事業所の福祉避難所としての利用の協定締結、人的支援・物的支援協定の締結を行っているが、福祉避難所への輸送体制の検討を行う必要がある。

**(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)**

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。

**(救急搬送の遅延の解消)**

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。

**(福祉施設等の高台移転)**

- 市内には、浸水区域内に民間の診療所や福祉施設が複数あるが、特に、津波到達までに時間が短い地域にある福祉施設については、避難等のソフト対策のみでは対応が困難である。そのため、集落の移転を伴わない高台移転について、財政的支援の検討が必要である。

◆浸水区域内にある診療所数 8か所、福祉施設 12か所 (H27.10)

**<関係団体の取り組みや意見>**

- 企業で従事する産業医や看護師を始め、医療従事資格者や防災士資格を有する従業員を中心として、医薬品の共有化とトリアージ等により軽傷患者から重篤患者の医療救護を継続できる組織力の向上に努めている。【臨海企業懇話会】
- トヨタ救護員（救命技能取得者）を各グループ各組1名以上確保済み（現在 800 人）。今後も、救命講習会を定期開催し、取得者確保予定である。【トヨタ自動車】

**2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生**

**(予防・防疫体制の構築)**

- 浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる箇所の迅速な把握と、早期に消毒の実施ができる体制づくりが必要である。
- 避難所等の集団生活では、感染症が集団的に起こりやすい。またエコノミー症候群や生活不活発病などの発症も懸念される。災害時に適切な保健行動がとれるように、老人クラブや団体等で災害時の環境整備や感染症対策等の知識の啓発を引き続き行っていく必要がある。

**(災害時保健活動マニュアルの改訂)**

- 平成22年4月に「田原市災害時保健活動マニュアル」を策定しているが、愛知県が医療救護活動の体制の見直しをしていること、東日本大震災のような大規模災害では派遣受入の対応が必要なことなどを踏まえ、初動期対応の見直し、派遣受入の追記など、マニュアル改訂が必要である。

**(物資の備蓄)**

- 南海トラフ地震被害予測調査の想定では、避難所避難者数が最大で21,718人と想定されており、避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を強化する必要がある。

**(下水道処理施設等の津波・高潮対策)**

- 施設の老朽化対策として、計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策を図り、施設の継続的

な機能確保を図る必要がある。

**(下水道業務継続計画の策定)**

- 被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道BCPを策定する必要がある。

**(災害廃棄物処理計画の策定)**

- 災害廃棄物の仮置場や災害廃棄物処理体制、運搬ルートなど十分検討されていないため、災害廃棄物処理計画の策定が必要である。

**(遺体収容体制等の構築)**

- 南海トラフ地震被害予測調査結果では、1,571人の死者の発生が想定されており、遺体の大量腐敗による環境悪化及びそれに起因する感染症等の蔓延を防ぐため、遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制の構築をしておく必要がある。
- 愛知県内市町村等で、災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定を締結しているが、超広域災害に備え、広域応援体制の構築をしておく必要がある。
- 多くの死者が想定されているため、応急仮埋葬を行う場所についても、予め検討しておく必要がある。

◆災害廃棄物処理計画の策定 27年度中

◆遺体取扱訓練 1回 (H26年度)



### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
<p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避する必要がある。また、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制の早期構築が必要である。【県計画】</li> <li>● 安全な交通の確保について、交通秩序の維持を目指した信号機電源付加装置の整備等を、中長期的な視点から着実に整備を進める必要がある。【県計画】</li> </ul>	
3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
<p>(業務継続体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフ地震の被害想定結果により、平成24年度に策定した田原市業務継続計画の改定や災害対策本部運営チェックマニュアルの見直しが必要である。また、これらに基づく訓練の実施など、業務継続体制を強化していく必要がある。</li> </ul> <p>(市有施設の機能確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害発生時には、大半の市有施設が活動拠点や避難所として活用されることが考えられるため、設備の整備、機能面の充実を図る必要がある。</li> <li>○ 市庁舎や消防署等の防災拠点において、電力・通信の対策を強化する必要がある。また、市庁舎や消防署には非常用発電機が整備してあるが、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討を行う必要がある。</li> <li>○ 大規模災害の停電に備え、市有施設への太陽光発電設備等の導入を進める必要がある。</li> </ul> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域防災拠点等の整備による広域的な防災ネットワークを形成するため、中部圏における大規模な広域防災拠点等（司令塔：三の丸地区・静岡県庁、高次支援：名古屋港・県営名古屋空港・富士山静岡空港）及び広域防災拠点（広域・甚大被害に対する後方支援：県域を越えて国と県が協力して活動する拠点）について整備計画を策定し、具体的な整備の進捗を図る。特に三の丸地区については、政府現地対策本部施設の設計に着手する。【中部地方整備局】</li> </ul>	<p>◆市役所南庁舎 非常用発電機稼働時間 75時間、燃料タンク（特 A重油）屋内地下燃料 槽 10,000ℓ、屋上小出槽 1,000ℓ</p>

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### (庁舎等の電力確保対策の推進)

- 停電時に各種機器の電源を確保する観点から、非常用電源の燃料の調達方法を検討するとともに、災害時の情報システムの運用について、燃料の枯渇等により通信が行えなくなった場合でも、紙媒体等による運用方法などについて検討を行う必要がある。

#### (情報ネットワーク機器の移管等)

- 浸水を始めとする被災時の電源喪失を防ぐため、庁内ネットワーク機器の移管及びサーバーの移設は完了しているが、庁舎等の被災時における重要データ保管のため、基幹システム等のクラウド化等も検討していく必要がある。

#### (災害時情報提供の多重化)

- 防災行政無線の整備、市内公共施設等へのデジタル無線の配備、衛星携帯電話の配備等、多様な手段による情報提供を行っているが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、更なる伝達手段の整備について検討を進める必要がある。

#### <関係団体の取り組みや意見>

- 企業が保有する自家用発電機や資機材（PHV電源、廃バッテリー電源等）の有効活用によって、電気エネルギーを要する諸活動の共同利用に関して、情報共有を図っている。【臨海企業懇話会】
- 非常時の通信手段として、工場長、各事務局長が衛星携帯電話を所持しており、全社一斉防災訓練時に情報伝達訓練を実施予定である。【トヨタ自動車】

## 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### （企業BCP策定の促進）

- 大規模災害発生時には、業務の継続や早期復旧のため、BCPの策定の必要性を周知する必要がある。

#### （地域連携BCP策定の促進）

- 大規模災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCPに加え、企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図る必要がある。

#### （道路ネットワークの整備、道路・港湾施設の災害対策の推進）

- ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流施設・ルートの対災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

#### （道路・橋梁に関する耐震化等の対策）

- 災害時に基幹的交通ネットワークが寸断されないよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策により、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。
- 大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。

#### （高潮対策施設の整備）

- 田原市の臨海部を含む三河港には、堤外地に数多くの主要企業が立地している。また、三河港は完成自動車の国際海上輸送のハブ港として、我が国の自動車産業を支える重要な役割を持っている。平成26年11月に愛知県から公表された三河港の高潮浸水想定では、最大水位が6.2mと想定され、堤外地の産業集積地のほとんどが浸水する結果となっている。三河港には防波堤が設置されているものの、近年大型化する台風や温暖化の影響により、万一、産業集積地が浸水すると、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済の衰退につながりかねない。この地域の産業・経済を守るためにも、堤外地の高潮対策について、検証を行いながら方策の検討を行う必要がある。

#### <関係団体の取り組みや意見>

- 三河港神野地区において、平成29年度末までの予定で、発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深12mの耐震強化岸壁の工事を施工中。【三河港湾事務所】
- 豊橋航路の北と南にある2本の防波堤は、南海トラフ地震・津波に対応した嵩上げ等の耐震補強が概ね完了し、津波や高潮に対し、効果を発揮できる状況にある。【三河港湾事務所】
- 港湾法改正により、指定された伊勢湾内の緊急確保航路を迅速に啓開するための航路啓開計画を検討中（H27年度予定）。【三河港湾事務所】
- トヨタグループを始め、近隣企業も含め「防災に関する臨海企業の集い」を開催し、1か月以内で生産再開に向けたシナリオを検討中である。【トヨタ自動車】
- 緊急時の職員の行動をマニュアル化した「災害対応マニュアル」は作成しているが、JA機能を維持するため、各事業活動体制について「業務継続計画」、「業務継続手順書」の見直し、経済事業の

<p>復旧についての検討が必要である。【JA愛知みなみ】</p>	
----------------------------------	--

### 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

<p>(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場敷地内4か所にガソリン地下タンクを保有。常時、半分以上を義務付けている。【トヨタ自動車】</li> </ul>	
--	--

### 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

<p>(石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関が連携し防災体制の充実強化を図る必要がある。</li> </ul> <p>(特定・準特定屋外タンクの耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内には、特定屋外タンク(18基)及び準特定屋外タンク(7基)が計25基設置されている。中部電力渥美火力発電所においては、特定・準特定屋外タンクを17基所有し、H29.3.31までに休止予定の未耐震化の特定屋外タンク4基以外は耐震化を終えている。 その他の事業所が所有している準特定屋外タンク2基が不適合であるため、耐震基準への適合期限であるH29.3.31までに、計画的な耐震化の促進が必要である。</li> </ul>	<p>◆特定事業所数 1事業所 (H27.4)</p> <p>◆不適合屋外タンク数 2基(準特定) (H27.4)</p>
---	---

### 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

<p>(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。</li> </ul> <p>(海上輸送拠点の耐震化等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い化など、港湾における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。</li> </ul> <p>(海上輸送機能に係る災害対応能力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 港湾BCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の同時多発被災による対応力不足への対応を検討する必要がある。</li> </ul>	
--	--

### ＜関係団体の取り組みや意見＞

- 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業に向けて、ヘリコプターや空中写真を活用した被災状況の把握や、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活用可能な防災機関相互の通信手段の構築、道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定、対空表示（ヘリサイン、地点番号）の導入など、事前における対策や体制の構築が必要である。【中部地方整備局】
- 南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画（伊勢湾BCP）を検討中（H27年度予定）。【三河港湾事務所】

## 5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

### （圏域内外の連携を支える国土軸の形成）

- 我が国の東西交通の大動脈である東名・名神高速道路、新東名・新名神高速道路のほか、中央自動車道、東海北陸自動車道、東名阪自動車道が接続している名古屋市周辺地域が甚大な被害を受けた場合に備え、国・県レベルで予め代替ルートを検討しておく必要がある。
- 太平洋新国土軸に沿った浜松三ケ日・豊橋道路、三遠伊勢連絡道路の整備により、冬季積雪時の影響が比較的小さく、災害における広域代替輸送ルートの確保が可能であり、また、平時においても、中部圏の産業集積や観光資源等を生かした圏域内外の連携・交流・地方創生を支える社会基盤としてその機能を発揮し、我が国全体の発展に寄与することができることから、長期的視点からの取組が必要である。

### （地域を支える幹線道路網の整備促進）

- 大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、災害に強い道路ネットワークの構築が重要である。特に高規格幹線道路へのアクセスとなる幹線道路については、災害時だけでなく平時においても、本地域の重要産業である工業、農業を支える物流ルートとして、また、迅速な救急医療活動を支える命の道として、そして住民の利便性、観光交流・地域間交流の活性化にもつながるものとして、「東三河1時間交通圏」の確立を目指し、幹線道路網の整備促進を図る必要がある。

### （交通施設の防災対策の推進）

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策及び社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。また、現在行われている港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を引き続き着実に推進する必要がある。
- 大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有効的に機能するよう、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等を検討する必要がある。

### （輸送モードの連携・代替性の確保）

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性を確保し、公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・市民等への提供に向けた体制を構築する必要がある。

### （道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施）

- 災害時に基幹的交通ネットワークが寸断されないよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策

により、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。

- 大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等について検討する必要がある。
- 市全域の道路体系を見直し、道路整備のあり方を明確にする「田原市道路整備計画」及び「整備プログラム」を策定し、計画的な整備促進を図る必要がある。

#### (海上輸送拠点の耐震化等の促進)

- 海上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い化など、港湾における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。

#### <関係団体の取り組みや意見>

- 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業に向けて、ヘリコプターや空中写真を活用した被災状況の把握や、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活用可能な防災機関相互の通信手段の構築、道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定、対空表示（ヘリサイン、地点番号）の導入など、事前における対策や体制の構築が必要である。【中部地方整備局】
- 三河港神野地区において、平成 29 年度末までの予定で、発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深 12m の耐震強化岸壁の工事を施工中。【三河港湾事務所】
- 豊橋航路の北と南にある 2 本の防波堤は、南海トラフ地震・津波に対応した嵩上げ等の耐震補強が概ね完了し、津波や高潮に対し、効果を発揮できる状況にある。【三河港湾事務所】
- 南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画（伊勢湾 B C P）を検討中（H27 年度予定）。【三河港湾事務所】
- 幹線道路意見交換会に参加し、幹線道路網の整備推進に取組み、慢性的な交通渋滞の解消によって、市民生活における移動時間の短縮や企業物流におけるコスト縮減に努めている。また、平常時の幹線道路網が、災害時における緊急輸送道路網の利活用に貢献するものであり、企業などの早期復旧、復興に寄与するものとして取組んでいる。【臨海企業懇話会】

### 5-6 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

#### (金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関の B C P の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。

### 5-7 食料等の安定供給の停滞

#### (農業基盤等の整備)

- 一年を通じて温暖な気候に恵まれている本市の農業算出額は全国一であり、平時はもとより、大規模災害時においても、市のみならず被災地への食料の安定供給を行うという重要な役割を果たすことが求められる。そのため、担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する必要がある。

#### (サプライチェーン輸送モードの強化)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、空港等

の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

**(港湾物流インフラ網の構築)**

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。

**<関係団体の取り組みや意見>**

- 水資源機構（豊川用水二期事業）では、幹線水路について、平成11年度から大規模地震対策と複線化を目的として整備を進めてきており、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の対策が完了する予定である。残り1/3の幹線水路については、平成28年1月の事業実施計画（変更）認可に向け、法手続きを進めているところである。【農林水産事務所】
- 現在、非常食の備蓄は3日分であるため、今後計画的に追加していき、1週間分を備蓄する予定である。【トヨタ自動車】

6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
<p>（地域における自立・分散型エネルギー導入促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 天候などに影響を受けるため補助的な利用に限定されるなどの課題はあるが、エネルギー供給源の多様化のためにも太陽光発電など再生可能エネルギーの導入は重要であり、自立・分散型電源の確保として引き続き導入を促進する必要がある。</li> </ul> <p>（受援体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。</li> </ul>	<p>◆公共・公的施設の太陽光発電 総発電出力約 370kW（67 施設）（H27.9）</p>

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	
<p>（上水道施設の耐震化等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内の水道管の多くは、昭和 40 年代後半から 50 年代前半に敷設され、老朽化が進んでいるため早急かつ計画的に更新が必要である。</li> <li>○ 配水施設に自家発電装置は備えているが、長期間には対応していないため、必要な電気エネルギーの確保について検討する必要がある。</li> </ul> <p>（応急給水体制の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給水施設が被災することにより、送水できないことが考えられるため、応急給水計画の見直し等、給水車等応急給水体制を強化する必要がある。</li> <li>○ 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。</li> </ul> <p>（上下水道災害応援体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害その他非常の場合における災害応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）について、田原市上下水道工事業協同組合と平成 16 年度に協定を締結したが、応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、市及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難であり、必要な資材等の確保についての検討が必要である。</li> </ul>	

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
<p>（下水道施設の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の老朽化対策として、計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波、高潮等による浸水被害の防止を図り、施設の継続的な機能確保を図る必要がある。</li> </ul> <p>（下水道業務継続計画の策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道BCPを策定する必要がある。</li> </ul>	



(物資の備蓄)

- 南海トラフ地震被害予測調査の想定では、避難所避難者数が最大で21,718人と想定されており、避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を強化する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 大規模地震の発生に備え、「下水道総合地震対策事業」を活用し、ハード整備と一体となったソフト対策を組み合わせた下水道津波BCPの策定を推進する必要がある。【中部地方整備局】

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(道路の整備・保全)

- 災害発生時には、地域交通ネットワークが分断される恐れがあることから、輸送ルートを確認するため、「田原市道路整備計画」及び「整備プログラム」を策定し、市全域の道路体系について、計画的な整備促進を図る必要がある。

(道路啓開体制の整備)

- 発災後、途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、迅速な道路啓開が必要となるため、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を図る必要がある。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を、道路管理者間で共有する必要がある。
- 大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港及び衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する必要がある。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画（伊勢湾BCP）を検討中（H27年度予定）。【三河港湾事務所】

6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶

(井戸水の活用)

- 緊急井戸施設は、現在4施設（田原地区）あり、緊急時に対応できる井戸施設数が限られているため、個人所有の井戸等の把握をし、

緊急時に使用できるようにする必要がある。また、飲料水としての水質確保をする必要がある。

**(ため池の耐震化)**

- 市内には、農業用水確保のため 150 か所のため池があり、大規模災害時には、消火用水や雑用水などの緊急水源として利活用することが考えられる。また、その一部のため池には下流に宅地があるため、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。水源の確保と被害軽減のため、耐震診断、耐震改修を促進する必要がある。

◆耐震調査済みため池  
18 か所  
結果 危険 3 か所 (うち改修中 2 か所)

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 住宅地での大規模火災の発生	
<p>(一時避難場所としての公園緑地等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市街地や工業地域において火災が発生した場合、市街地には住宅が密集しており、延焼防止の緑地帯が不足している箇所がある。延焼防止の緑地帯の形成や、地震や火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備が必要である。</li> </ul> <p>(狭あい道路の解消)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消が必要である。</li> </ul> <p>(耐震性防火水槽の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内にある防火水槽のうち 147 基は 50 年以上経過し老朽化が進んでおり、大規模災害時には使用不能となる恐れがあることから、消防施設等整備事業計画に基づき、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る必要がある。40 m<sup>3</sup>以上の防火水槽 729 基、うち耐震性防火水槽数 296 基。</li> </ul> <p>(消防団員の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防団員は、基本団員と機能別団員により、条例に規定する定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にある。そのため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団応援事業所制度を取り入れるなど行っているが、団員確保のためには、更に魅力ある消防団づくりが必要である。定数 720 人、基本団員 684 人、機能別団員 36 人。</li> </ul> <p>(消防団詰所等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防団詰所・車庫は、建物の老朽化、待機空間の確保、津波浸水想定区域外への移設等、活動環境の整備を行い、消防団の充実強化を図る必要がある。</li> </ul> <p>(自主防災会の充実強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に自主防災会が有効に活動できるよう、防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災会の充実強化を図る必要がある。</li> </ul> <p>(農業用燃料タンクの流出防止対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業用燃料タンクの流出及び燃料流出防止対策の推進が必要である。</li> </ul>	<p>◆都市公園の供用面積 5.84 m<sup>2</sup>/市民 1 人当たり</p> <p>◆防火水槽の耐震化率 41% (H27. 3)</p> <p>◆消防団の条例定数充足率 100% (H27. 4)</p>

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	
<p>(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。</li> </ul> <p>(河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する</li> </ul>	

<p>必要がある。</p> <p><b>(津波・高潮漂流物対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生する恐れがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。</li> <li>○ 農業用燃料タンクの流出及び燃料流出防止対策の推進が必要である。</li> </ul> <p><b>(物流施設・ルートの耐災害性の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>(石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関が連携し防災体制の充実強化を図る必要がある。</li> </ul>	<p>◆特定事業所数 1事業所 (H27.4)</p>
---	-----------------------------

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
<p><b>(住宅・建築物の耐震化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通行障害建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。</li> </ul>	<p>◆通行障害建築物数 30棟 (H27.3)</p>

7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
<p><b>(排水施設の耐震対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内の農業用排水機場の主要なものの耐震診断は実施しているが、今後、改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る必要がある。</li> <li>○ 経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める必要がある。</li> </ul> <p><b>(ため池の耐震化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内の農業用ため池は、150か所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を促進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。</li> </ul> <p><b>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ダムや排水機場、樋門・樋管等の河川管理施設は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるが、その多くが設置から40年以上経過していることから、計画的な維持管理を行う必要があるため長寿命化計画を策定し機能確保に努める。【中部地方整備局】</li> <li>● 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の耐震化、農業排水路の整備を推進する（排水機場3か所、排水路の耐震化1.8km）。【農林水産事務所】</li> <li>● 決壊した場合に、下流の人家等に大きな被害が生じる危険性があるため池のうち、耐震性の確認が未了のため池について、耐震診断を実施する（7か所）。また、老朽化が著しいものや耐震性が不足しているものについて、耐震化の整備を推進する（3か所）。【農林水産事務所】</li> <li>● 決壊した場合に、下流の人家等に大きな被害が生じる危険性があ</li> </ul>	<p>◆耐震調査済みため池 18か所 結果 危険3か所（うち改修中2か所）</p>

<p>るため池について、ハザードマップを作成する（22か所）。【農林水産事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小塩津池は、水資源機構所有の農業用ため池であり、耐震性能が不足していることが判明した。池周辺には、優良農地が広がり、数多くのハウスや集落があることから、堤体が被災した場合、浸水域が家屋まで及び、二次被害も心配される。豊川用水二期事業に追加して整備を進めるため、平成28年1月の事業実施計画（変更）認可に向け、現在、法手続きを進めている。【農林水産事務所】</li> </ul>	
--	--

### 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

<p>(有害物質の漏えい対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不測の事態に備えての防災訓練や防除設備の耐震補強を、有害物質使用事業者へ周知する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 有害物質（強アルカリ洗浄液など）の流出のおそれのある箇所について、防波堤（壁）及び溜め柵を設置済みである。【トヨタ自動車】</li> </ul>	
--	--

### 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

<p>(農地・農業水利施設等の保全管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農村地域の高齢化、混在化等の進行に伴う集落機能の低下により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加している。そのため、地域の自主性をいかした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。</li> </ul> <p>(農業基盤等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地の荒廃による被害を軽減させるため、担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する必要がある。</li> </ul> <p>(森林の保全管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林保全について、林道アスファルト舗装化で環境整備をしている。また地域が中心となり、手入れがされていない森林についても保全整備の推進を図っているが、全ての地域が森林保全を一体となって保全する意識の向上が必要である。</li> </ul> <p>(土砂災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域的に発生する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を促進する必要がある。</li> </ul>	
--	--

### 7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響

<p>(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。</li> </ul>	
---	--

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
<p>(防災体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。</li> </ul> <p>(災害廃棄物処理計画の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物の仮置場や災害廃棄物処理体制、運搬ルートなど十分検討されていないため、災害廃棄物処理計画の策定が必要である。</li> </ul> <p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場内で大量発生した災害廃棄物の一時保管場所を、厚生センターグラウンドを指定。【トヨタ自動車】</li> </ul>	<p>◆災害廃棄物処理計画の策定 27年度中</p>
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
<p>(防災体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。</li> </ul> <p>(防災ボランティアコーディネーターの育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に、被災者ニーズとボランティアとの調整役となる防災ボランティアコーディネーターを養成しているが、コーディネーター地震が被災する可能性もあるため、多くの受講者の確保と、コーディネーターの更なるレベルアップが必要である。</li> <li>○ 災害時にボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう多くのコーディネーターが参加して実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を行う必要がある。</li> </ul> <p>(応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災建築物や被災宅地について余震等による二次災害を防ぐため、愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める必要がある。</li> </ul> <p>(要配慮者支援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護認定者、認知症高齢者、障害者等の要配慮者の家族等が、復旧・復興作業に従事するため、必要な介護等の提供体制を確保する必要があり、市内事業所と災害時応援協定を結んでいるが、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える必要がある。</li> </ul> <p>(震災復興都市計画模擬訓練の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災復興都市計画について、愛知県で毎年、模擬訓練を開催しているが、訓練に参加し、職員のスキルアップを図る必要がある。また、市においても、今後、模擬訓練を実施し、災害に備える必要がある。</li> </ul>	

(教員の防災意識の向上)

- 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る必要がある。
- 学校に多くの住民が避難してきた場合、体育館等だけでは収容しきれず、教室を開放しなくてはならない場合が考えられる。その判断や対応について、学校の職員がすべきことを周知しておく必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- TEC-FORCE（リエゾン含む）を派遣する国土交通省の各機関は、あらかじめ TEC-FORCE 活動計画の策定及び各機関の派遣要領に基づく派遣体制を確立する必要がある。【中部地方整備局】
- 企業防災担当者の資質向上と、意識高揚を図る目的のほか、災害時に行政機能の喪失に陥った状況下で、各企業が能動的に行動することも目的として、企業防災ワークショップを開催し、企業の役割等に対する共通認識に努めている。【臨海企業懇話会】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの活性化)

- 地域コミュニティの基本は家庭や隣近所であり、地域の課題を解決していくのが自治会である。避難所生活を含め、災害時には隣近所の助け合いが重要であるため、日頃から自治会活動を通じ親睦を図る必要があるが、全国的に自治会加入率が低下傾向にあるため、自治会活動の活性化支援を図るとともに、役割やその重要性について啓発し、自治会加入促進をする必要がある。
- 女性等の生活に配慮した地域コミュニティの維持を図る必要がある。

(自主防災会の充実強化)

- 災害時に自主防災会が有効に活動できるよう、防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災会の充実強化を図る必要がある。

(地域と協働で実施する防災キャンプ)

- 地域の防災について学び、避難所となる体育館等で宿泊体験をすることにより、自らの身を守ることや、災害が起きたときにどのような行動をとったらよいかを考える力を向上させること、子どもへの防災教育を通じ保護者の防災意識の高揚を図ることを目的に、小学校で防災キャンプを実施している。開催に当たっては、学校行事との日程調整が困難な状況となっているものの、親子、地域で防災について考える良い機会であるため、多くの学校に普及していく必要がある。

(地区集会所等の耐震化)

- 自主防災活動や地域コミュニティ活動の拠点である地区集会所等の耐震診断を行い、必要な建物には耐震改修補助を行っているが、耐震改修や建替えは地域で行うものであるため、費用の問題もあるが、耐震化の促進を図る必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 地域コミュニティをベースとして、市内 103 の自主防災会を組織し、地域に合わせた訓練や講習会、資機材等の備蓄を行っている。【地域コミュニティ連合会】

◆自治会加入率 88% (H27.3)

◆防災キャンプ実施校数 7校(H24年度～)

◆地区集会所等の耐震化率 木造 91%、非木造 56%(H27.3)

## 8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (公共交通分野における連絡体制の確立)

- 公共交通機関の運休による帰宅困難者への対応や定期的な情報発信など、災害発生後の市民の安全や生活を確保するため、公共交通関係者が相互に連携し、迅速に対応できる仕組みを構築する必要がある。

### (道路等の震災対策)

- 災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震対策・維持補修、港湾施設の地震対策の強化を進める必要がある。

### (河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 幹線交通分断等を防ぐため、河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

### (上下水道災害応援体制の整備)

- 災害その他非常の場合における災害応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）について、田原市上下水道工事業協同組合と平成16年度に協定を締結したが、応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、市及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難であり、必要な資材等の確保についての検討が必要である。

### (地籍調査の推進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備の促進が必要である。

## 8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (内水・高潮ハザードマップ)

- 近年、各地で多発する集中豪雨や、大型化する台風による浸水の恐れもあるため、内水については調査を行い、ハザードマップの作成・配布による周知が必要である。高潮については、平成26年11月に愛知県から公表された高潮浸水想定に基づき、ハザードマップを作成・配布による周知が必要である。

### (排水施設の浸水対策)

- 浸水対策施設であるポンプ場を、津波、高潮等による施設への浸水被害の防止を図り、施設の継続的な機能確保を図る必要がある。
- 液状化の発生が想定される緊急輸送道路において、災害時の円滑な通行を確保するため、液状化による排水路の管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する必要がある。

### (ため池の耐震化)

- 市内の農業用ため池は、150か所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を促進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

### (河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等

◆耐震調査済みため池  
18か所  
結果 危険3か所（うち改修中2か所）



を推進する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 人命救助・孤立避難者の救出・早期の復旧復興等の為の広域支援ルートの確保のため、関係機関と協議して計画し、その訓練を行うことが必要である。【中部地方整備局】